

栄村立栄中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年6月4日策定

平成27年4月1日改訂

令和5年8月22日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第二条（平成25年法律第71号））

(基本理念)

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起った場所は、学校の内外を問わない。

したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止と学校及び職員の責務)

生徒は、いじめを行ってはならない。学校及び職員は、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない指導

いじめを許さない学校としていくためには、生徒たちの友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく必要がある。

本校においては、以下のように指導・支援を行って、毎日の学級づくりに取り組んでいく。

① 授業の改善

- ・全職員がわかる授業に努め、授業公開を通して、授業規律、教科指導、生徒指導等の観点から互い意見交換を行い、改善を図る。

② 道徳教育の充実

各学年における道徳教育の目標にもとづき、各学年の発達段階を大切にした資料や学習の展開を工夫して授業を行い、自尊感情の育成に努める。

③ 人権・福祉教育の充実

<人権教育月間（5月、11月）>

- ・いじめや差別についてのアンケート調査
- ・人権講演会の実施
- ・校長講話
- ・人権作文
- ・人権教育授業参観、学級懇談会
- ・人権標語等を作成し、人権啓発作品公募へ応募
- ・1～3各学期末における定期的な教育相談

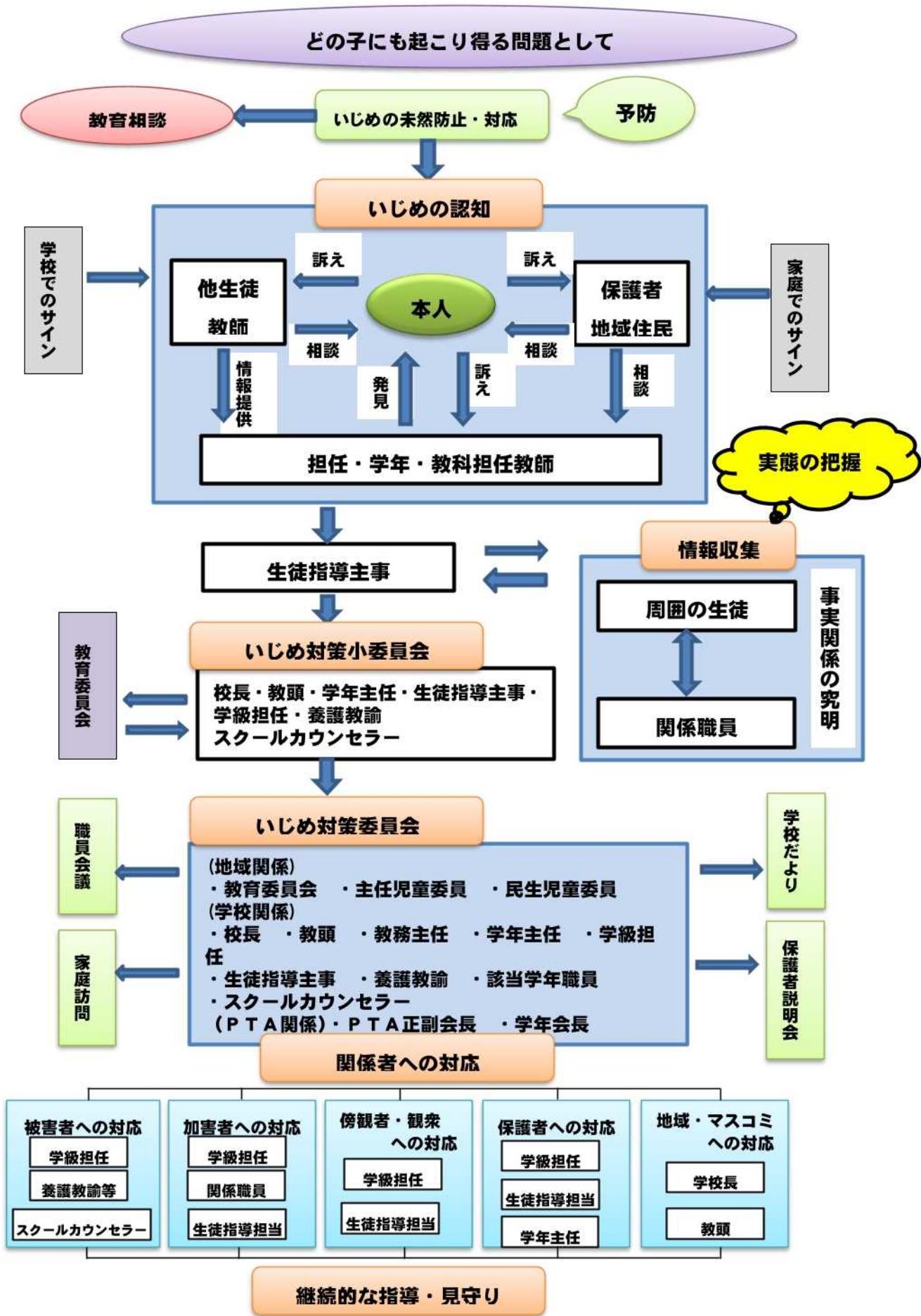
④ 校内研修の充実

- | | | |
|---|--|------|
| ア | 発達障害への理解と対応 | 9月 |
| イ | 非違行為防止対策研修 | 毎月1回 |
| ウ | インターネット犯罪への対応研修
パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への理解と指導のあり方等について | |

(2) いじめの早期発見・早期対応について

- ① いじめの早期発見アンケートの実施 (年2回)
- ② 1～3各学期末における定期的な教育相談

③ いじめへの対応



④ いじめに対応するための校内の指導体制

学級担任	<ul style="list-style-type: none"> ◊早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◊「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◊話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◊一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◊小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◊いろいろな立場の生徒たちの思いをとらえる場を設定して対応する。 ◊生徒同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ◊学年内の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ◊学年での調査等を企画し、定期的に生徒の状況把握に努める。 ◊学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。 ◊いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
教科担任	<ul style="list-style-type: none"> ◊特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。 ◊いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。 ◊授業中だけでなくいつでも、目の前で起こっているいじめを許さず、その瞬間を逃さず指導する。
生徒指導主任・生徒指導係	<ul style="list-style-type: none"> ◊いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ◊いじめ発見のためのチェックポイントやアンケートを利用して、早期発見に努める。 ◊学級担任を精神的に支える。（共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。） ◊家庭と同じ土俵に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す。） ◊学校全体を巻き込む。（相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。） ◊いじめを学級や学年・部活だけの問題にしない。 ◊学年会、生徒指導係会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◊必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◊警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関等との相談体制を整えておく。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> ◊把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◊保健室に駆け込んでくるいじめられた生徒たちには、生徒の心の流れに添った柔軟な考え方や構えを持って接する。 ◊訴えてきた生徒の心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◊いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ◊信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。 ◊心の相談室の活用を広く全校生徒、保護者に伝える。
教頭	<ul style="list-style-type: none"> ◊「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制の確立に努める。 ◊「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◊生徒の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。 ◊全教育活動の中で児童生徒を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	<ul style="list-style-type: none"> ◊校内いじめ対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。

⑤ いじめへの対応の基本

☆いじめられている生徒には☆

いじめられている生徒への対応は、言い聞かせることではない。まず、何より本人の訴えを、本気になって傾聴することである。

- 受容→つらさや悔しさを十分に受け止める。（傾聴の姿勢）
- 安心→具体的な支援内容を示す。（教師は絶対的な味方）
- 自信→良い点を認め励まし、自信を与える。
- 回復→人間関係の確立を目指す。（交友関係の醸成）
- 成長→自己理解を深め、改善点を克服する。（自立の支援）

※心理的ケアを十分に行うことが重要である。

☆いじめている生徒には☆

その場の指導に終わることなく、いじめが完全になくなるまで、注意深く継続して徹底的に指導していく必要がある。

- 確認→いじめの事実関係、背景、理由等を確認する。
(はっきり確認がとれるまでは、頭ごなしに決めつけない)
- 傾聴→不満・不安等の訴えを十分に聞く。（受容的態度）
- 内省→いじめられている生徒のつらさに気づかせる。
(いじめは絶対にいけないことの指導)
- 処遇→課題解決のための援助を行う。（いじめのエネルギーの善用を図る）
- 回復→役割体験等を通じて所属感を高める。（成長への信頼）

☆いじめられている生徒の保護者には☆

教師と保護者の、いじめに対する基本的認識のズレが問題を複雑にする

- いじめの事実を正確に伝える。
- 学校はいじめられている生徒を守る、という姿勢を示す。
- 信頼関係を構築する。→不用意な発言はしない
- 家庭との連絡を密にとる→被害者の保護、加害者の指導、学級内の人間関係の改善、加害者の保護者への協力依頼
- 被害者の保護者に、具体的な取組をきちんと伝えて、理解を得る。

☆いじめている生徒の保護者には☆

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

- 事実をきちんと伝える。
- 保護者の心情を理解する。（怒り・情けなさ・自責の念・今後への不安など）
- 具体的な助言を与え、子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

☆学級には☆

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す

- 具体的な事実に基づいて話し合う。（当事者の了解・配慮）
- いじめられた生徒に共感させ、いじめた生徒も学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- 傍観等の意味を考えさせ、人権意識の芽を育てる。
- いじめの行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、友情を基盤とする学級を目指す。
- 意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。
- 連帯感の育成、人間関係づくり（自己存在感）

☆関係機関との連携☆

いじめを発見したら、教師一人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん、各関係機関との連携を図る。

- 校内いじめ防止対策委員会を中心に、教育委員会の指導をうける。
- 学校・家庭・関係機関（相談機関・警察等）との連携を日頃から図っておき、学校内外の相談窓口の周知を図る。いじめ問題への対応及び緊急体制について、全教職員で確認をしておく。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置 【P 3 いじめ対策委員会】

4 いじめに対する措置

- (1) 教職員や保護者などは、生徒から組談を受け、いじめの事実があると思われるときは、学校へ通報その他の適切な措置をとる。
- (2) 学校は、通報を受けたときや生徒がいじめを受けていると思われる時は、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を栄村教育委員会に報告する。
- (3) いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言を継続的に行う
- (4) 必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- (5) いじめの事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための連絡や会合を持つ。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは北信教育事務所・飯山警察署と連携して対処し、生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、生徒がいじめを行っている場合で教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大な事態が発生した旨を栄村教育委員会・北信教育事務所に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。【いじめ対策委員会】
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 学校評価に対する留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- (2) いじめの再発を防止するための取組に関すること。